

副専攻制度の導入について

福山大学では、所属する学部・学科とは別に、同一学部の他の学科または他学部他学科の科目を受講し、幅広い分野にわたる知識や技術を有する人材を養成することを目的に、平成 23 年度から全学的な「副専攻制度」を導入します。副専攻は入学後それまでの成績の平均が 75 点以上の条件で、最も早い場合で 1 年次の後期から、本人が申請することによって履修出来ます。

5 学部で 13 の副専攻コースを設け、それぞれの分野の基礎知識が習得出来る科目が準備されています。同一学部内では 30 単位、他学部では 40 単位の修得が課せられます。たとえば、工学部の電子・ロボット工学科の学生が、専門分野の電子工学の専門知識だけでなく、経済学部で経済学関係の専門基礎知識も身につけたり、人間文化学部心理学科の学生が薬学部で医療薬学関係の専門基礎知識を身につけたりする事が出来ます。

近年、大学生の就職状況が年々厳しくなっています。多くの企業が人材育成を行う余裕が以前ほどはなくなり、即戦力となる優秀な、幅広い知識を持った人材を求める傾向が強くなっています。この「副専攻制度」を活用し、各学部・学科の専門教育の枠を越えた幅広い真の実力を身につけ、厳選採用の高い壁を乗り越えてください。

副専攻制度について

本学では、学生の所属する学部学科の履修とは別に、同一学部の他の学科又は他学部学科の教育内容を体系的に履修し、幅広い分野にわたる知識、技術を有する人材を養成することを目的として、副専攻制度を実施します。

副専攻コースは全部で 13 コースあり、その名称および開設学部は次の通りです。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 経済学コース | (経済学部) |
| (2) 人間文化学コース | (人間文化学部) |
| (3) 心理学コース | (人間文化学部) |
| (4) メディア情報文化学コース | (人間文化学部) |
| (5) 電子・ロボット工学コース | (工学部) |
| (6) 建築学コース | (工学部) |
| (7) 土木工学コース | (工学部) |
| (8) 情報工学コース | (工学部) |
| (9) 機械システム工学コース | (工学部) |
| (10) 工学コース | (工学部) |
| (11) 生物工学コース | (生命工学部) |
| (12) 海洋生物科学コース | (生命工学部) |
| (13) 薬学コース | (薬学部) |

副専攻の各コースの履修方法等については、福山大学授業科目履修細則の規定を準用します。副専攻修了の必要単位数は、他学部の副専攻にあっては 40 単位以上、同一学部内の他学科にあっては 30 単位以上とします。ただし、薬学部の副専攻にあっては 25 単位以上とします。(副専攻履修申請をする前に修得した既修得単位については、原則として当該副専攻コースの履修要件単位に読み替えて算入することができるものとします。)

副専攻の各コースを履修しようとする場合、1 年次後期以降の履修登録期間中に副専攻履修申請書により、所属学部長の承認を得て申し出るものとします。副専攻の各コースの履修申請ができる学生は、学部に在学する者でそれまでの履修科目(卒業要件履修科目)の成績が平均点で 75 点以上の者とし、履修申請で

きるコースは1コースに限るものとします。

学生から既修得単位の当該副専攻コース授業科目への読み替えの申請があったときは、副専攻コース開設学部の教授会の議を経て読み替えるものとします。自由聴講制における履修単位の取扱いについての取り扱いについては、副専攻履修者にあっても、この内規が適用できるものとします。

副専攻コースの履修変更を希望する学生は、履修登録期間中に副専攻コース変更届を所属学部長を経由して申し出るものとします。副専攻コースを履修中の学生で履修を継続する意思がなくなった者は、速やかに副専攻履修辞退届を所属学部長を経由して申し出るものとします。副専攻の各コースの授業科目履修の認定は、各学部教授会が行います。ただし、卒業要件を満たしていない学生は認定の対象とはしません。

履修認定をした学生に対し、副専攻履修証書を授与します。

(この規則は平成23年4月1日から施行します。)